

「ときめき通り」に

あなたの作品を 展示しませんか！



サラダホール1階の通路（通称・ときめき通り）に展示する作品を募集します。

※この展示の運営については、阪南市文化協会が、阪南市教育委員会の同意を得て運営するものです。
出品される方も、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

- 【内容】 絵画、書など、壁面展示に適した作品。※必ず額装のこと。ガラス入りはご遠慮ください。
- 【展示期間】 毎月第2土曜日から1ヶ月間です。※展示希望する第2土曜日の午前9時に、作品の搬入・1ヶ月後の搬出が可能な方。
- 【応募サイズ】 作品の重さは5kg以内。
絵画（8号以内）、書（幅50cm以内）、その他（幅50cm×高さ100cm以内）。
- 【応募方法】 展示申込書（このチラシ裏面）に必要事項を記入し、阪南市教育委員会 生涯学習推進室（阪南市役所2階28番窓口）まで提出してください（郵送不可）。
※お一人2作品まで申し込めますが、展示スペースの都合上1作品しか展示できない場合がありますのでご了承ください。その他、詳しくは下記作品展示要領をご覧ください。
- 【お問合せ】 阪南市教育委員会 生涯学習推進室 TEL072-471-5678（内線2342）

「ときめき通り」作品展示要領

阪南市の文化の向上と市民の美術鑑賞や啓蒙を目的として「ときめき通り」に展示をします。作品展示の管理については、出品する展示者が自主性を持って行うことが基本です。その運営については、阪南市文化協会が阪南市教育委員会の同意を得て運営するものです。

1 展示者の資格と範囲

- ・展示者は、阪南市在住・在勤・在学の方で、上記の目的に同意していることとします。
- ・展示の申込みは個人に限ります。グループ、団体等での申込みはできません。
- ・作品は社会的・道徳的に批判されないものであること。作品内容等を阪南市教育委員会、阪南市文化協会と協議して展示の可否を決定する場合があります。

2 展示の際の注意事項

- ・展示期間中における破損・汚損・盗難及び展示物による通行人のけがなど、一切の事故についての責任は展示者自身が負い、その責任を阪南市教育委員会、阪南市文化協会側に問わないこととします。
- ・展示者は阪南市教育委員会生涯学習推進室に「ときめき通り」作品展示申込書を提出し、展示期間の指示を受けてください。一度に申込みできる点数は一人2点以内とします（ただし、展示スペースの都合上、1作品しか展示できない場合があります）。
- ・手続きをした作品は、指定された場所に展示者が、各自で展示をしてください。
- ・毎月の申込状況により展示総数は増減します。展示場所には限りがありますので、阪南市文化協会担当者の指示に従い、展示者各自が譲り合って展示してください。
- ・作品を展示した時、「ときめき通り」の通行が、安全でかつ妨げにならないよう注意してください。
- ・作品は必ず額装してください。吊り金具、吊りひもの安全確認を必ずしてください。
落下の危険性があるため、ガラス入りの額はご遠慮ください。
- ・左右の作品への配慮などを含め、見やすい展示を心掛けてください。
- ・作品展示全般に関しては、阪南市教育委員会、阪南市文化協会の指示に従ってください。

3 撤収および搬出

- ・展示期間中の展示作品の変更・撤去は行わないでください。
- ・展示期間終了日には速やかに撤収し、後の展示者に迷惑をかけないようにご注意ください。
- ・無断で作品を持ち帰らないでください。



